

○京丹後市スポーツ特別栄誉賞表彰規則

平成16年10月15日

規則第196号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツの分野における国際的な活躍を通じて、市民に明るい希望と活力をもたらしたことにより、広く市民に敬愛される個人又は団体に対し、京丹後市スポーツ特別栄誉賞(以下「スポーツ特別栄誉賞」という。)を贈り、その栄誉をたたえることを目的とする。

(選定)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、スポーツ特別栄誉賞を贈るものを選定する。

- (1) オリンピック又は世界的規模のスポーツ競技会において顕著な成績を収めたもの
- (2) 本市に居住し、若しくは居住していたもの又は本市に縁故の深いもの

(表彰状等の贈呈)

第3条 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。